



## いじめ見逃しゼロ月間「友だちとなかよく行動しよう」

校長 大橋 潤

歌声が響いていた校内も10月30日の音楽発表会を終えて一段落し、気温の低下とともに秋も深まってまいりました。音楽発表会では、アミューズメント佐渡の立派なステージに立ち堂々とハーモニーを奏でることができました。お越しいただいた皆様、ありがとうございました。

さて11月は、いじめ見逃しゼロ月間として、いじめや人権についてしっかりと考える機会としています。全校朝会では、今月の生活目標「友だちとなかよく行動しよう」について、いろいろな状況を想像しながらどのような声掛けをしますかと全校に問いました。掃き掃除をがんばっている友だちがいたら「手伝うよ」と、ひとりで遊んでいる友だちがいたら「一緒に遊ぼう」と声を掛けると答えてくれていました。子どもたちには、目標を達成するために優しい声の掛け方と困っている人がいたら一緒に行動することをお願いしました。これから「学校は楽しい」「なかのよい友だちがいる」などのアンケートをもとにした、子どもたち一人一人との教育相談を行います。1年生から3年生は、人権擁護委員の方をお招きして人権教室を行います。いじめ見逃しゼロの取組として縦割り班でありがとうの手紙を送り異学年交流を行ったり、あいさつ運動を行ったりします。また11月20日(木)には、全校で人権・思いやりを主題とした道徳授業を行いますので、多くの保護者の皆様から参観していただければと存じます。

以下は「いじめ」について県教育庁より出された保護者向け文章より抜粋したものです。

法律では、次のように定義されています。「学校内・学校外、同じ学校・違う学校にかかわらず、何らかの関係がある他の子どもからの暴力、物隠し、おどしや悪口、無視、からかいなどの行為によって行為をされた子どもの心や体が傷ついたり、苦しんだりすること。インターネット上で行われたものも含む」ここで重視しているのは「本人の被害感」です。「ひやかし」や「いじり」のつもりであっても、相手が嫌な気持ちになれば、それは「いじめ」です。たとえ、傷付ける意図がなくても、相手がつらい気持ちになった場合、学校は「いじめの可能性はある」として対応します。その対応は、一律ではなく、状況に応じて違います。そのため、学校と保護者の協力が必要であることをご理解ください。（新潟県いじめ等の対策に関する条例）を知っていますかより）

学校では、集団生活を送るなかで、人間関係による様々な問題が発生します。子どもたち同士での強い言動に出会うこともあります。発した本人には悪気がなくても、言動にふれた周りの子どもたちの受け止めは様々です。ただし、された人が嫌な気持ちになれば法律で定義されているように「いじめ」となります。学校では、いじめの問題にならないように、お互いのよさを認め合えるような温かい人間関係づくりに尽力していきます。（詳しくはホームページにある河崎小学校いじめ防止基本方針をご覧ください。）保護者の皆様、これからもご協力よろしくお願いいたします。

## 11月の主な予定

4日(火) 委員会	17日(月) あいさつ運動 ~25日(火)
5日(水) 小中合同あいさつ運動「スマイルあいさつデー」 人権教育 1~3年	口座引落日
6日(木) 2年生PTA学年行事	18日(火) 児童朝会(図書)
11日(火) クラブ	20日(木) 学習参観(全学年 道徳)
12日(水) 第2回メディアコントロール週間 ~ 19日(木)	第4回学校運営協議会
	25日(火) クラブ